

パブリックコメントの実施結果について

【 1 】木幡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（案）策定の経過

平成 27 年 5 月 28 日 第 4 回バリアフリー検討委員会

・・・地区の概要や基本構想策定スケジュールについて



平成 27 年 6 月 13 日 タウンウォッチング実施

・・・ＪＲ木幡駅および京阪木幡駅周辺



平成 27 年 10 月 30 日 第 5 回バリアフリー検討委員会

・・・交通バリアフリー基本構想(素案)について



【パブリックコメント】平成 27 年 12 月 7 日～平成 28 年 1 月 8 日まで



平成 28 年 2 月 1 日 第 6 回バリアフリー検討委員会・・・基本構想（案）について



木幡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の策定



平成 28 年度は残る黄檗駅周辺地区と伊勢田駅周辺地区のいずれかにおいて、駅の状況や関係機関との協議状況等を勘案し、基本構想策定に着手する予定。

【 2 】パブリックコメントの実施結果について

実施期間

・平成 27 年 12 月 7 日(月)から平成 28 年 1 月 8 日(金)まで

周知方法

- ・市政だより、ホームページへの掲載
- ・主な市公共施設、ＪＲ木幡、京阪木幡駅、宇治木幡郵便局、近隣の市立集会所へ配架
- ・木幡保育所、木幡幼稚園、木幡中学校、宇治支援学校へのパブリックコメント実施の案内

提出された意見

- ・提出者数： 33 人
- ・意見総数： 156 件

意見の概要と宇治市の考え方

- ・資料 1 - 2 「木幡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（素案）に関するパブリックコメントの意見概要および市の考え方について」

【3】木幡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（案）について

「木幡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（素案）」について、パブリックコメントや関係機関からの意見聴取を実施した結果、木幡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（素案）の以下の部分について変更を行い、交通バリアフリー基本構想（案）を作成しました。

| | 意見の概要 | 変更内容 | 本編 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| パブリックコメント | <ul style="list-style-type: none"> ・少しずつでも改善、改修に手掛けて。 ・随時改良事業を進めていくことが必要。 （資料1 - 2・意見 No1 ~ 7） | 本編23ページ「(1)道路のバリアフリー化事業に係る考え方」の本文中に「 <u>できることから取り組む</u> 」という表現を追加し、本文の2段落目を『一方、歩道が未設置である路線については、路側帯のカラー化などによる歩行者の安全対策を検討し、 <u>できることから取り組む</u> とともに、』に修正。 | P 2 3 |
| | 市道大瀬戸熊小路線について 高齢者や障害のある人が安全に行き来できるようにできることから早急に検討してください。 （資料1 - 2・意見 No2 3） | | |
| 検討委員会 | 京阪木幡駅の視覚障害者用誘導ブロックのうち、スロープや階段前にある注意を促す点状ブロックの敷設を1列から2列に増やしてもらえないか。 | 京阪電気鉄道株式会社で検討いただいたところ、平成27年度内に増設する方向で調整いただくこととなりました。 なお、基本構想策定までに事業が実施される予定であり、基本構想（素案）には記載いたしません。 | - |
| 関係機関 | 本編21ページ「(1)駅舎のバリアフリー化事業に係る考え方 京阪木幡駅」の3行目文中の『料金表示等の改善』という記述について、漠然とした文章でなく、具体的な内容を記述すべき。 | タウンウォッチングで意見のあった「 <u>点字料金表の移設</u> 」という具体的な記述に変更。 この変更に伴い、本編22ページの表と25ページの図中にある京阪木幡駅に関する記述を『 <u>さらにわかりやすい位置への点字料金表の移設検討(宇治方面行)</u> 』に変更。 | P 2 1 P 2 2 P 2 5 |
| | 本編23, 25ページ「府道木幡停車場線」の「連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置」について、詳細な検討の結果、全国的に踏切部への設置事例が乏しく、技術的基準が確立されていないため、踏切へ誘導するブロックの設置が難しい。委員会での意見を踏まえ、安全対策のための点状ブロックの設置としてはどうか。 | 本編23, 25ページの「府道木幡停車場線」のバリアフリー化事業について、「(JR木幡駅～市道大瀬戸熊小路線)」と「(木幡踏切)」の2つに分類し、は当初の事業内容、は短期事業として「 <u>安全対策のための踏切前後への点状ブロックの設置</u> 」とします。 | P 2 3 P 2 5 |
| | 本編27ページ「バリアフリー基本構想の推進施策」の『バリアフリー基本構想の進捗状況について報告・評価等を行う協議会の継続実施』という記述では、進捗状況を報告・評価するための新しい協議会を立ち上げるように受け取ることもできる。 | 宇治市交通バリアフリー検討委員会は、バリアフリー化事業の進捗に関する事も検討事項としていることから、『 <u>バリアフリー基本構想の進捗状況について、検討委員会において報告・評価等を実施</u> 』に修正。 | P 2 7 |